

行政説明

学校安全の現状と課題

～学校安全の各領域における取組の改善に向けて～

広島県教育委員会

豊かな心と身体育成課 健康教育係
指導主事 大名 克英

学校安全に係る基本的な考え方①

学校健康教育

学校保健

学校給食

学校安全

生活安全

交通安全

災害安全

その他

新たな危機事象

3つの領域 と 新たな危機事象

学校安全に係る基本的な考え方②

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校安全計画
(学校保健安全法第27条)



・保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導等

安全
教育

組織活動

安全
管理

・安全点検の実施
(学習環境の安全点検、避難経路の確認等)
・危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施(学校保健安全法第29条)
(各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等)等



校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携
(学校保健安全法第30条)

○学校安全に関する学校の設置者の責務(学校保健安全法第26条)
→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保(学校保健安全法第28条)
→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

■ 学校安全に係る各領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象 → 学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等

□安全教育の進め方[ポイント]

学校教育全体を通じた計画的な指導

- 学校安全計画に適切かつ確実に位置づける
- 全教職員の理解

安全教育の効果を高めるために



自ら考え、主体的な行動につながる工夫

- 危険予測の学習
- 視聴覚教材や資料の活用
- 地域や校内の安全マップづくり
- 学外の専門家の指導
- 避難訓練や応急手当などの実習
- 誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入 など

安全教育と安全管理との関連

安全管理で身に付けた力

例) より安全な環境づくりを推進

相乗効果

安全教育で身に付けた力

例) 安全な行動を実践

幼稚園における指導

- 遊びを通しての安全指導が中心
- 危険回避 → 体験を通して学び取る

安全の考え方

安全

危険・危機

※安全は危険・危機のないところ

“ない”ところを学ぶ とは・・・。

学校安全計画

「学校安全計画」とは

安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画。

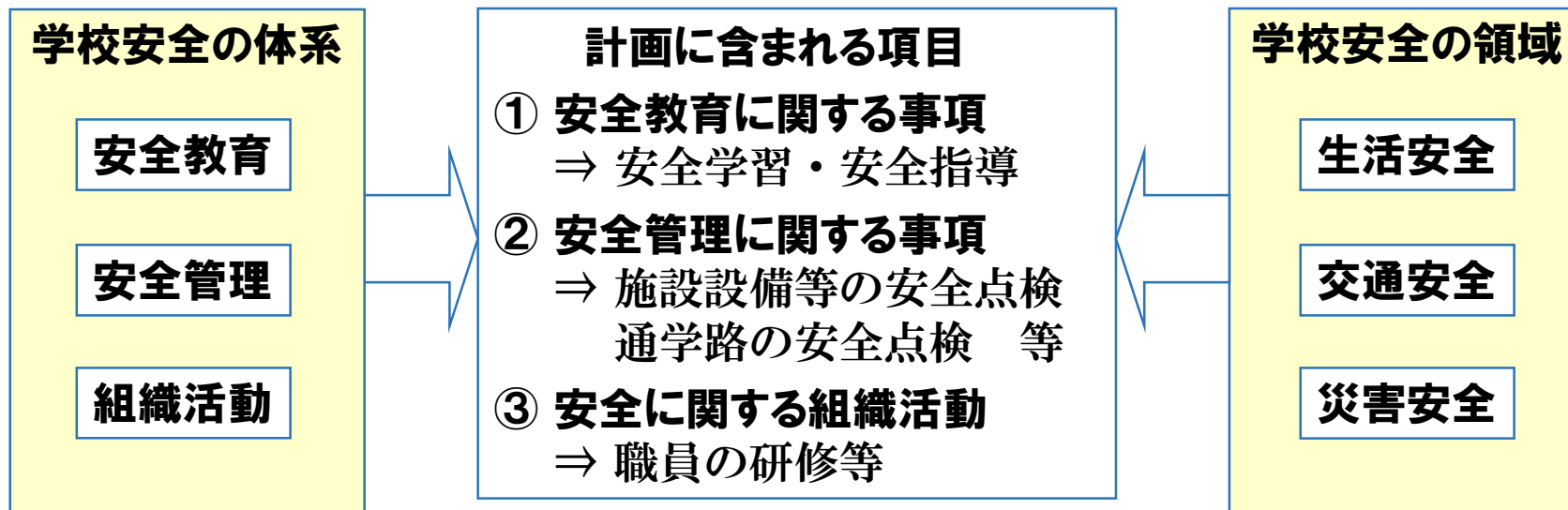
学校保健安全法(抄)

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(安全点検)

第28条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。



学校安全に関する経緯・主な施策

平成29年3月 第2次学校安全の推進に関する計画(閣議決定)

・目指すべき姿を明確化し, 12の施策目標に基づく具体的な推進方を記載

⇒平成30年3月 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」作成

平成30年5月 下校中の児童が被害に遭う誘拐事件が 発生

⇒ 「登下校防犯プラン」

平成30年7月 西日本豪雨災害

平成30年9月 北海道胆振東部地震

⇒平成31年3月 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」改訂2版

令和元年5月 保育園児交通事故

川崎市における殺傷事件

令和元年9月～10月 台風15号, 19号, 21号, 大雨による被害

⇒令和2年10月 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査

⇒令和3年6月 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」作成

⇒令和3年6月 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」作成

第2次学校安全の推進に関する計画

(平成29年3月24日 閣議決定)

<目指すべき姿>

- ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

第3次学校安全の推進に関する計画の策定について

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。



現行計画：平成29年3月24日閣議決定(平成29～令和3年度)

「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」について(諮問)
(令和3年3月12日第128回中央教育審議会総会)

学校安全に係る基本的な考え方①

3つの領域 と 新たな危機事象

生活安全

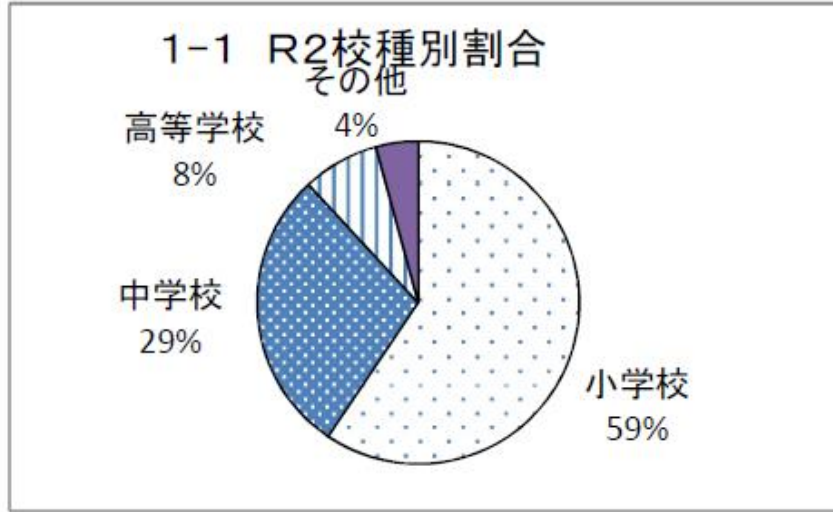
交通安全

災害安全

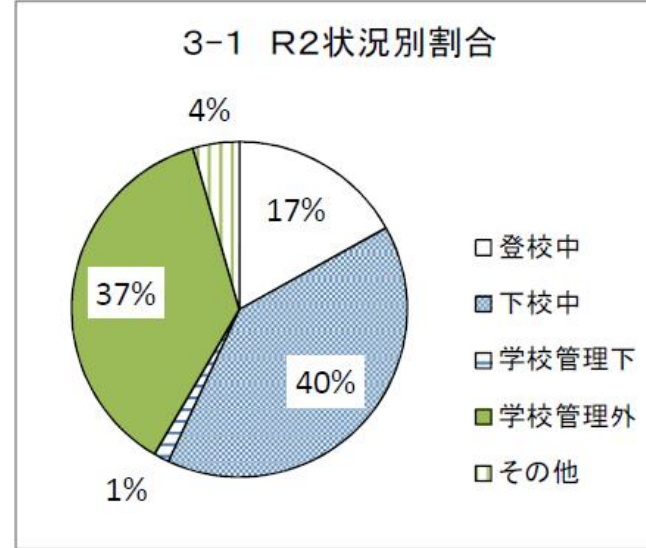
その他
新たな危機事象

学校安全の現状 ～生活安全～

広島県内の不審者情報の状況

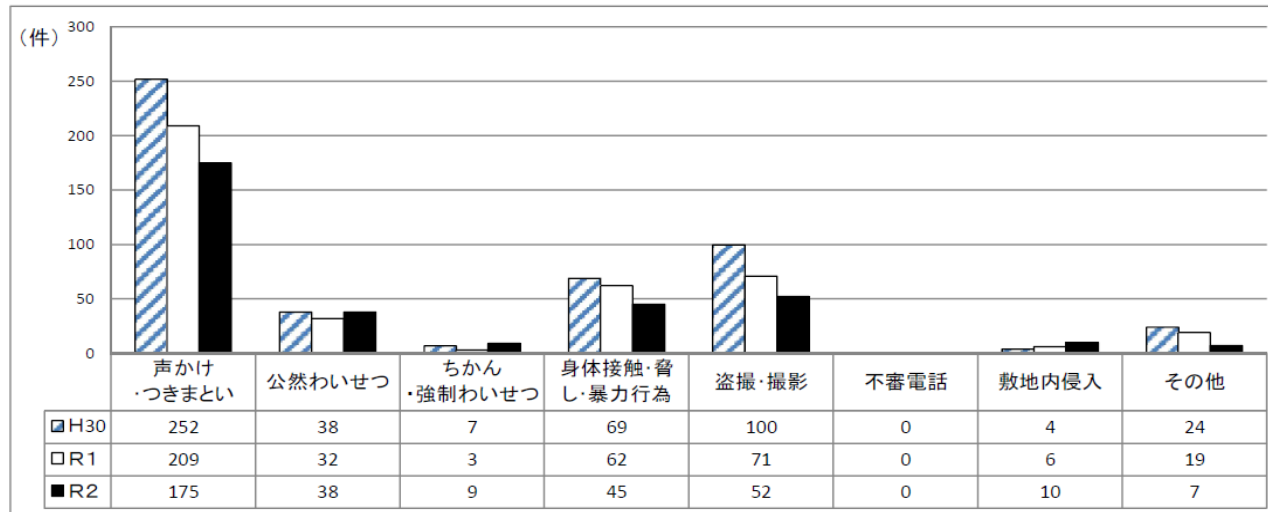


※その他…警察等からの不審者注意喚起情報等。



※その他…不審者注意喚起情報等の場合。

事案別の推移



学校安全の現状 ～交通安全～

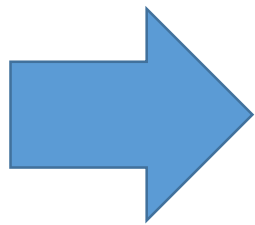
広島県内の自転車事故件数にみる交通安全の状況

	平成30年	令和元年	令和2年
全体発生件数	1,383件	1,257件	975件
児童生徒の割合	27.5%	28.6%	27.4%
幼児	0件	2件	7件
小学生	68件	59件	47件
中学生	86件	73件	58件
高校生	226件	227件	162件

学校安全の現状 ～災害安全～

<現状>

- 平成30年7月豪雨災害
- 水防法・土砂災害法の一部改正
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 津波浸水警戒区域等
- 実効性のある避難訓練の実施



豪雨災害の経験から学び、自然災害の被害を最小限にとどめるとともに、児童生徒等が主体的に判断し、自分や家族の命、地域を守るために行動できる力の育成を目指して。

学校安全の現状 ～災害安全～



<取組>

○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動

- ◆一斉防災教室(5月～6月)

- ◆一斉地震防災訓練の実施(11月5日)※学校安全計画に記載して実施

○防災教育に関する指導資料の配付

- ◆「広島県 自然災害に関する防災教育の手引
～主体的に行動する態度を育成するために～」(平成25年3月)

- ◆「**広島県 自然災害に関する防災教育の手引[別冊]**
～平成30年7月豪雨惨害を踏まえた実践事例・資料集～」(平成31年3月)

○児童生徒等の発達の段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた体系的な防災教育を実施

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について

平成28年6月9日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』の公表について」

平成29年1月6日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』に基づく
適切な事故対応等の推進について」

令和3年5月28日付け教育長通知

「『学校事故対応に関する指針』に基づく
適切な事故対応について」

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について

○事件・事故災害の未然防止

○事故発生時の適切な対応

○事故発生後の速やかな調査・検証等の実施

1 基本調査の速やかな実施と保護者への丁寧な説明

- ・事故発生後速やかに基本調査を行い、その結果及び経過を保護者等に十分説明
- ・事故発生後は、保護者との継続的な関係性を構築

2 詳細調査への移行判断と実施

- ・学校設置者が判断し、保護者の移行に十分配慮し適切に実施
- ・専門的知識・経験を有する者で構成する調査委員会を設置

(学校の対応が不十分である場合、県教委が指導・助言)

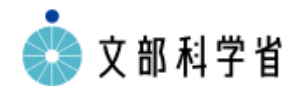
子供たちの命を守るために



学校の「危機管理マニュアル」等の
**評価・見直し
ガイドライン**

学校安全推進のための
教職員向け研修・訓練
実践事例集

令和3年6月



学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

下記は、「事前の危機管理」「事後の危機管理」に関するチェック項目（抜粋）です。
 あなたの学校の危機管理マニュアルについて、評価してみましょう。もし十分でない箇所が見つかったら、ぜひ解説編とサンプル編を参考にして、危機管理マニュアルの見直しを行ってください！

事前の危機管理	
現状及び危機管理の前提となるリスクの把握	<input type="checkbox"/> 防災・安全に関わる地域の特徴、歴史、被災履歴など、学校を取り巻く自然的・社会的環境の概略を、総合的に整理している。 <input type="checkbox"/> 学校で起こり得る危機事象について、「生活安全」「交通安全」「災害安全」という3つの領域を全てカバーして想定している。 <input type="checkbox"/> 危機事象のうち自然災害について、関係機関の公表するハザードマップを基に、想定される被害状況を具体的に整理している。
危機の未然防止対策	<input type="checkbox"/> 平常時の学校の安全管理に関する組織体制（役割分担）を、具体的に定めている。
点検	<input type="checkbox"/> 学校保健安全法に基づき、定期・臨時・日常の3種類の計画的な安全点検について定めている。 <input type="checkbox"/> 危険箇所の抽出方法として、関係者との合同点検や事故事例、ヒヤリハット報告を活用することを定めている。
傷病者発生防止対策	<input type="checkbox"/> 突然死や負傷などを防止するための健康管理・指導について、その方法・役割分担などを具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 熱中症を予防するためにとるべき措置について、判断方法・判断基準や留意点などを具体的に定めている。
犯罪被害防止対策	<input type="checkbox"/> 不審者侵入を防止するための、校門等の利用方法や施設管理、来校者管理等の対策について、具体的に定めている。
危機発生に備えた対策	<input type="checkbox"/> 教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者などを具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 保護者・教職員・関係機関との緊急連絡のため、複数の多様な手段を用いた連絡体制を定めている。
施設・設備・備品の整備	<input type="checkbox"/> 事故・災害発生時における情報収集のため、情報収集先を整理するとともに、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段（機器）を確保している。 <input type="checkbox"/> 緊急時持ち出し品の内容・保管場所・持ち出し担当者について、具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 災害等による重要書類の滅失等を防止するため、想定される災害状況に応じた適切な保管場所を検討定めている。 <input type="checkbox"/> 備蓄品・備品の定期的な確認・更新について定めている。
家庭・地域・関係機関等との連携	<input type="checkbox"/> 危機事象の発生に備えて、家庭との連携のために協議が必要な事項、及びその協議方法を具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 事前・発生時・事後の危機管理において連携すべき地域・関係機関等について、具体的な連携の相手先、連携事項を整理し、協議を実施している。
避難計画・避難訓練	<input type="checkbox"/> 様々な事故・災害等を想定し、必要な避難計画を策定している。 <input type="checkbox"/> 様々な状況を想定し、目的を明確にした避難訓練の計画的な実施について定めている。

事後の危機管理	
事後（発生直後）の対応	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否確認 授業中・休憩時間・放課後・校外学習中、登下校中、在宅時など、様々な場合を想定して、安否確認の役割分担・実施方法を定めている。 <input type="checkbox"/> 停電、通信途絶が生じている場合の安否確認方法について、複数の多様な手段と、安否確認にあたる教職員の安全確保策を、具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 安否確認の際に把握すべき内容、及びその整理方法を具体的に定めている。
集団下校・引渡しと待機	<input type="checkbox"/> 集団下校・引渡し・待機の判断基準（引渡し後の安全確保に懸念がある場合の対応を含む）、判断者を定めている。 <input type="checkbox"/> 集団下校・引渡しの手順、保護者等への連絡方法、教職員間の役割分担について具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 待機を利用した場合の待機場所、必要な食料・物資等の確保方策（備蓄の活用等）について具体的に定めている。
保護者等・報道機関への対応	<input type="checkbox"/> 被災児童生徒等の保護者への対応体制、対応内容、対応上の留意点等について具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等や保護者に対する説明実施の判断基準を定めている。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等への説明の方法、説明内容、留意点について定めている。 <input type="checkbox"/> 保護者への情報提供の方法、説明内容、留意点について定めている。 <input type="checkbox"/> 報道機関への対応体制、対応上の留意点について定めている。
教育活動の継続	<input type="checkbox"/> 学校教育の再開に向けた手順及びその具体的な方法等を定めている。 <input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成について、その内容・留意点等を定めている。 <input type="checkbox"/> 被災児童生徒等に対する教育上の支援について具体的に定めている。
避難所運営への協力	<input type="checkbox"/> 市町村等が実施する避難所の開設・運営に対し、学校として支援する範囲、支援体制について定めている。
心のケア	<input type="checkbox"/> 事故・災害等が発生した後の児童生徒等の心身の健康状態の把握方法について、具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 関係機関・専門家とも連携した心のケア体制について具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 教職員の心のケアについて、対応方法を具体的に定めている。
調査・検証・報告・再発防止等	<input type="checkbox"/> 学校設置者への報告の手順、報告内容や、必要な場合の支援要請について、具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 学校が行う基本調査について、その調査対象、調査体制、実施内容及び留意点を具体的に定めている。 <input type="checkbox"/> 調査結果に基づき評価・検証を実施すること、及びその実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 学校での評価・検証結果及び詳細調査結果を受け、再発防止対策を実施することについて、具体的に定めている。

■ガイドラインの目的

学校において児童生徒等の安全を確保するためには、危機管理マニュアルを作成し、危機管理における各教職員の役割等を明確にするとともに、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項について、全教職員が共通に理解することが不可欠です。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、危機管理マニュアルを作成しています。しかし、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというのではなく、常に見直し・改善することが必要です。

このため文部科学省では、各学校において危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他参考となる情報などの提供を目的として、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」をとりまとめました。

学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際や、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し改善に向けた指導・助言等を行う際に、ご活用ください。



■3段階の危機管理

本ガイドラインでは、危機管理を「事前」「発生時（初動）」「事後」の3段階に区分しています（右図参照）。

- **事前の危機管理**：①事故・災害等の未然防止対策と、②事故・災害等に発生に備えた対策の両面で進めることが必要です。発生時（初動）や事後の危機管理を適切に実施するためには、事前の危機管理としての対策を十分に行っておくことが不可欠です。
- **発生時（初動）の危機管理**：フロー図などの簡潔な形式で示すとともに、訓練・研修などを通じて教職員が習熟しておく必要があります。
- **事後の危機管理**：発生直後から生じる様々な事態への対応、学校としての復旧・復興への対応、事故等の調査・検証を通じた再発防止対策の取組など、様々な対応を行う必要があります。

各学校の危機管理マニュアルは、必ずしもこの3段階の危機管理に区分して記載しなくても構いません。事前・事後の危機管理について安全点検計画や避難訓練計画、応急教育に係る計画（学校再開）などを別途定めている場合は、その中で本ガイドラインの内容が満たされているか点検・見直しをしましょう。

その上で、教職員間では事前・発生時・事後の危機管理すべてについて共通の認識とするとともに、必要な事項については保護者・地域・関係機関とも共有しておくことが重要です。

事前の危機管理

- 現状及びリスクの把握
- 危機の未然防止対策
 - ・ 未然防止のための体制
 - ・ 点検
 - ・ 傷病者発生防止対策
 - ・ 犯罪被害防止対策
 - ・ 火災予防対策
 - ・ 教育活動の様々な局面における対策
- 危機発生に備えた対策
 - ・ 緊急時の体制整備
 - ・ 施設・設備・備品の整備
 - ・ 家庭・地域・関係機関等との連携
 - ・ 避難計画・避難訓練
 - ・ 教職員研修
 - ・ 安全教育

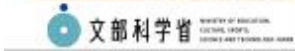
発生時（初動）の危機管理

- 傷病者発生時の対応
- 犯罪被害発生時の対応
- 交通事故発生時の対応
- 災害発生時の対応
 - ・ 火災発生時の対応
 - ・ 気象災害時の対応
 - ・ 地震発生時の対応
 - ・ 火山災害発生時の対応
 - ・ 原子力災害発生時の対応
- その他の危機事象の発生時の対応
- 教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応

事後の危機管理

- 事後（発生直後）の対応
 - ・ 児童生徒等の安否確認
 - ・ 集団下校・引渡しと待機
 - ・ 保護者等・報道機関への対応
 - ・ 教育活動の継続
 - ・ 避難所運営への協力
- 心のケア
- 調査・検証・報告・再発防止等

◆「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」は下記サイトからダウンロードできます。
 文部科学省×学校安全ポータルサイト：<https://anzenkyouikumext.go.jp/>



「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」は、文部科学省が令和2年度に実施した「学校防災の取組の質向上・実践性向上の取組等に関する調査研究」において作成したものです。